

# 11月は労働保険適用促進強化期間です

労働保険は働く皆さんを守ります。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、政府が管理・運営している強制的保険です。農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に必要な給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一層」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るべく広報活動を実施しています。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室 又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険は働く皆さんを守ります。  
～ 労働者を一人でも雇ったら手続きを ～

労働保険

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければなりません。労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替給付が便利です。  
【電子申請は24時間、355日いつでもOK！】

忘れてませんか？ 加入義務  
労働保険

労災保険 雇用保険

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

群馬労働局総務部労働保険徴収室

電話：027-896-4734